

第46回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2011年11月22日(火) 10:30～12:05

2. 場 所 中央合同庁舎4号館10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、大庭委員、尾本委員
厚生労働省

労働基準局安全衛生部労働衛生課 小島課長補佐
内閣府

原子力安全委員会事務局総務課 梅北課長補佐
外務省

不拡散・科学原子力課 西村課長補佐

国際原子力協力室 山地首席事務官

環境省

総合環境政策局 研究技術室 長坂室長、前田課長補佐

水・大気環境局 総務課 松本課長補佐

水環境課 古田課長補佐

自動車環境対策課 弥元課長

大気環境課 寺井係長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 岡山課長補佐

内閣府

金子参事官補佐、加藤参事官補佐

4. 議 題

(1) 平成24年度原子力関係経費概算要求ヒアリング

(2) その他

5. 配付資料

- (1-1) 原子力関係経費平成24年度概算要求ヒアリング（厚生労働省）
- (1-2) 原子力関係経費平成24年度概算要求ヒアリング（総務省消防庁）
- (1-3) 原子力関係経費平成24年度概算要求ヒアリング（内閣府原子力安全委員会）
- (1-4) 原子力関係経費平成24年度概算要求ヒアリング（外務省）
- (1-5) 原子力関係経費平成24年度概算要求ヒアリング（環境省）
- (1-6) 原子力関係経費平成24年度概算要求ヒアリング（内閣府原子力委員会）
- (2) 原子力委員会新大綱政策会議（第9回）の開催について

6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、第46回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、平成24年度の原子力関係経費概算要求に関して、各省からヒアリングでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、厚生労働省から。

(金子参事官補佐) まず、厚生労働省労働基準局労働衛生課の小島課長補佐にお越しいただいておりますので、ご説明よろしくお願いいたします。

(小島課長補佐) おはようございます。ご紹介いただきました厚生労働省労働基準局労働衛生課の小島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私ども、労働基準局労働衛生課の平成24年度概算要求の項目でございますが、お手元に資料を2枚ほど用意させていただきました。東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策ということで、簡単に趣旨、事業内容のご説明を申し上げます。

現在、福島第一原発では、放射線拡散防止に伴いまして、全力で緊急作業員の方に取り組んでいただいておりますが、作業期間の長期化に伴いまして、労働者の被ばく線量増加による健康への影響が大変懸念されているところでございます。

こうした中、平成23年5月17日に原子力災害対策本部におかれまして、「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」ということで、被ばく線量管理、臨時の健康診断の徹底、また作業届の提出による労働者の被ばく管理等の確認及びデータベース構築による健康管理を掲げ、政府としても全力を挙げて取り組むよう指示されているところでございます。

それを受けまして、厚生労働省としまして、2番目に事業内容ですが、1点目は第一原発の緊急作業従事者への被ばく防護措置等についての立入調査等による適切な指導。これは事

前に元請事業者に対しまして作業届を提出するようにしまして、その従事者に対して被ばく防護措置等の内容がきちんとされているものか。また、場合によっては、立入調査等によって適切な指導を行うというものでございます。

もう1点は、先ほど、ご説明申し上げました被ばく線量と管理データベースを適切に利用しまして、今後、長期にわたりまして緊急作業員に対する健康相談、保健指導、また一定の被ばく線量を超えた緊急作業員に対してはがん検診等、健康診断を適切に実施して、今後とも長期健康管理対策について徹底して取り組むというものでございます。

2枚目に全体図をポンチ絵で示しておりますが、厚生労働省でデータベース等を管理しまして、個人の情報あるいは今後の被ばく線量をきちんと管理しまして、作業に従事しました緊急作業員、あるいは離職後におきましてもきちんと保健指導、健康相談を徹底して、また被ばく線量に応じた健康診断を実施するとともに、ご心配されております緊急作業従事者のデータ照会やそういったものにきちんと対応していきたいということでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ご質問、ご意見、どうぞ。

鈴木委員。

(鈴木委員長代理) 大変重要な予算だと思うので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

質問は、よく言われています下請けの方々の追跡管理がなかなか難しいということで、それを考えてこの予算をつくられたと思うんですが、もしよろしければ現状とか、今後の追跡調査、特に下請けの方々の被ばく管理について、どういう方向できちんと管理していかれるのかについてご説明いただければありがたいと思います。

(小島課長補佐) 現在につきましては、東京電力、あるいは元請けの事業者に対しまして、行政指導ということで、指針に基づきまして、緊急作業従事者に入られた方をきちんと管理して、厚生労働省に報告するというところで取組をしております。現在、東電、元請けのほうも管理がきちんと進んでおりまして、当初若干そういった不備があったということを聞いておりますが、今はそういった名寄せが大分進んでいると伺っております。引き続き厚生労働省としましても、そういったことを徹底的に指導を続けていきたいと思っております。

また、こういった予算がつかましたら、当然労働者の追跡管理というのは省としても住所情報をきちんと管理したり、あるいはいろいろ追跡の通知を出して、住所が変わった方は報

告させるとか、そういったことでいろいろ行政としても取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

(鈴木委員長代理) 例えば、新しいテクノロジーを使うとか、そういうことはないんですか。

ICチップを使うとか。そういう話はないんですか。

(小島課長補佐) 来年度の予算ではそういったところまでは、将来的にはいろいろなことを駆使して考えていかなきゃいけないと思いますが、まだ来年度はそこまでは考えておりません。

(大庭委員) ご説明ありがとうございました。

ちょっと細かいことをお伺いしたいんですけども、要求額が6.2億円ということで、立入調査による適切な指導、それから健康相談、保健指導ということを行うということですが、これは改めて、そういう専門家を厚生労働省として雇う雇い賃というか、人件費というのでほぼこの予算というものを要求されているのでしょうかという質問です。

それから、こういった適切な指導やあるいは健康相談や保健指導というのは実際にどこで行うのかということについては、もう何か具体的な構想があたりになった上で予算要求されているのかというのが第2点目の質問です。以上です。

(小島課長補佐) 基本的には、そういった専門家、ご質問いただいた専門家という経費というよりも、いわゆる行政指導経費、あるいは今後健康相談、保健指導、また検診等が必要になってまいりますので、そういった例えば医師等の謝金、あるいは健診機関への費用、こういったものがほぼ大きなウェイトを占めていると考えております。

(大庭委員) 場所はどちらで。

(小島課長補佐) 当然のことながら国の事業でございますので、広く、健診機関、あるいはそういった医師等を確保したような団体等、そういったことを広く視野に入れて、いわゆる公募という形で考えたいと思っております。

(大庭委員) わかりました。ありがとうございます。

(尾本委員) 二つお聞きしたいんですが、一つは事業者側で既に行われているものとの関係、すなわち独立におやりになるのかどうかということと、それからもう一つ、緊急被ばく、緊急作業は、一応ステップ2で終了してしまい、過渡的にそこから数カ月は残るとしても、ここで対象としている緊急作業というのは一体どこの範囲の人を対象にしているのかということを明確にさせていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

(小島課長補佐) まず、1点目のご質問の、民間主体で放影協が管理する被ばく管理手帳というものがございますが、そういったところから個人情報、あるいは被ばく線量、そういった

情報を取れるところはきちんと調整して定義をきちんとつけていきたいと考えておりますが、基本的にはこのデータベース管理の事業は厚生労働省独立のシステムでございます。

また、もう1点ですが、今、ステップ2ということで、若干あと一部そういったのが残るということは伺っておりますが、基本的には緊急作業従事者という定義はステップ2までの従事者と考えておまして、それまでのステップ2までに作業従事された方を対象と考えてございます。

(近藤委員長) それでは、ご説明、どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。つぎの説明をお願いします。

(金子参事官補佐) 続きまして、総務省の消防庁分でございますが、担当が急遽本日都合が悪くなったということで、代理で事務局の加藤参事官補佐からご説明申し上げます。

(加藤参事官補佐) それでは、資料に基づきまして、総務省消防庁分の平成24年度概算要求ヒアリングにつきましてご説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。原子力災害に対する対応体制の充実・強化でございます。こちらの内容につきましては、従来の予算の増額要求に絡むものでございます。まず内容といたしまして、①取組の方針でございますが、原子力災害対策の拡充ということで、本年3月に発生いたしました福島原発事故を踏まえまして、地方公共団体等が行います消防防災対策についての調査・検討を行うとともに、地方公共団体等への助言等を行い、対応能力の向上を図るものでございます。

具体的な内容でございますが、②のところでございます。平成23年度の予算額といたしましては700万円を確保しておりますが、24年度の概算要求といたしましては、1,100万円を要求しております。具体的な中身でございますが、原子力災害対策の拡充に要する経費といたしまして、平成13年に策定いたしました原子力施設等における消防活動対策について取りまとめたマニュアルの見直しのための検討を行う、ということでございます。

国、道府県の原子力防災訓練や情報連絡会議等において、地方公共団体等に対して必要な助言等を行い、原子力災害時の消防活動能力等の向上を図るといったものです。

下に参考といたしまして、最近の取組を記載してございます。こちらにあるようなマニュアル等で地方自治体等への助言等を行っております。

次のページにまいりまして、福島原発において活動を行った消防職員の健康管理でございます。こちらは新規の要求でございます。まず、①で取組の方針でございます。福島原発活動消防職員の健康管理としまして、福島原発事故において緊急消防援助隊として放水活動を

行った消防職員の長期的な健康管理を行うものでございます。②の主な施策でございますが、福島原発消防活動消防職員の健康管理に要する経費といたしまして、具体的には緊急消防援助隊として福島第一原子力発電所3号機使用済燃料プールに対する放水活動を行った消防職員に対しまして、健康診断の実施、健康データの管理等を行っているものでございます。

ご説明は、以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

何かご質問はございますか。

(鈴木委員長代理) 平成24年度の新規事業の予算が書いてないのはその情報がないんですか。

(加藤参事官補佐) 金額でございますか。

(鈴木委員長代理) 金額。

(加藤参事官補佐) 金額的には、1,500万円の要求を考えてございます。

(近藤委員長) ほかに。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

次の説明をお願いします。

(金子参事官補佐) 引き続きまして、原子力委員会分、資料1-6になりますが、加藤参事官補佐に引き続きよろしく願いいたします。

(加藤参事官補佐) それでは、資料1-6号に基づきまして、原子力委員会の平成24年度概算要求ヒアリングの内容につきましてご説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、1ページ目でございます。概算要求としまして、原子力委員会の内容でございますが、原子力委員会は東京電力福島原子力発電所事故の収束に向けた取組等への提言や国内外への情報発信、国民的な議論等を踏まえた原子力政策のあり方のとりまとめ等を実施するとしております。

金額でございますが、24年度の要求額といたしましては、1億7,400万円を要求しておりまして、23年度に比べまして減額となっております。

具体的な中身でございますが、(1)で原子力委員会の運営。原子力委員会の運営のための一般事務処理等に必要な経費となっております。

大きな項目の二つ目といたしまして、原子力利用の推進に必要な経費ということで、三つに分かれますが、①といたしまして原子力研究開発利用推進調査、これは有識者の招へいや現場調査等を実施するために必要な経費となっております。次に②といたしまして、原子力政策に対する国際協力の強化ということで、IAEAやFNCA、IFNECといった国際

会議等への運営・参加に必要な経費でございます。③といたしまして、原子力における政策企画力、情報受信・発信力の強化。中身は原子力委員会の定例会議、政策評価等のための公聴会などの開催やインターネット等を利用した情報提供等に必要な経費となっております。

23年度と24年度の金額の内容で、それぞれのトータルの金額に関しましては、共通的な事務経費、備品とかいったものですが、そういったものが割り当てられておりまして、それを含んだものでございます。以上でございます。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

ご質問、ご意見はございますか。

(鈴木委員長代理) 基本的には、(2)の①の調査の経費が減っているということですが、具体的には調査委託とかですかね。何が。

(加藤参事官補佐) 減額の理由ですけれども、(1)の運営の経費に関しましても減額しているんですけれども、このトータルの金額で見まして、23年度の1億9,300万円に対して、24年度が1億7,400万円になっておりますけれども、これにつきましては財務省からの一律の指示で10%カットということで減額となっております。

(鈴木委員長代理) カットはわかるんですけど、一律で減っているわけじゃないですね、これは。開発利用推進調査というところは、具体的には何を一番減らしているのでしょうか。

(加藤参事官補佐) 具体的には、会議や、原発の調査も含めたものです。

(鈴木委員長代理) はい、わかりました。

(近藤委員長) 尾本委員、どうぞ。

(尾本委員) これは原子力委員会の自己批判みたいになってしまうんですが、3番目の発信力の強化、今までよりも強くしなければいけないんですが、いつも自分のところの英文のホームページを見ると、すごく遅れていて、福島に関する情報が皆さんタイムリーに出している中で、原子力委員会の遅れはかなり激しいです。だから、ここはぜひ強化していただきたいと思います。

(近藤委員長) 重要な課題です。何度か改善するように申し上げているんですけれども、なかなか手が回っていないんです。何とかしなければいけないと思っているところ、これは私の責任でございます。

よろしいですか。

どうもありがとうございました。

(金子参事官補佐) 続きまして、原子力安全委員会分でございますが、原子力安全委員会事務

局の梅北課長補佐にお越しいただいておりますので、説明をよろしく願いいたします。

(梅北課長補佐) 原子力安全委員会事務局の梅北と申します。どうかよろしく願いいたします。来年度予算要求について簡単にご説明させていただきます。

まず、説明の前に、前提というわけではありませんけれども、今の原子力安全庁を巡る動きがございますという点ですけれども、原子力安全委員会が原子力安全庁のほうに、どういう形かまだわかりませんが移管されるということになっておりまして、それに伴っていろいろな、ほかに移管される組織との調整、もしくは必要な事業の精査、そういったものも今、内閣官房のほうで行われているという前提で、ただ原子力安全委員会の立場として、これまでの経緯も踏まえて必要ではないかと思われる予算を要求しているものの、今後変更も多いにあり得るという前提でお聞きいただければと思っております。

まず、5項目ありますけれども、全体で9億7,000万円の要求でございます。本年度23年度が7億2,500万円ですから、2.5億程度の増額ということで要求しております。基本的には、5番目にありますけれども、今回の東日本大震災、福島第一原発の事故を踏まえた要求等ということで考えております。

まず、1番ですけれども、これは事務的経費ということで、原子力安全委員会の運営のための経費ということで、昨年同様の予算を見込んでおります。基本的にはまさしく委員会運営のための経費ということで、委員の諸謝金といったものが含まれております。

2番目、原子力安全確保の総合調査ということで、5,600万円の要求。昨年が8,700万円でしたから、少し減額ということでございます。これは、原子力安全確保の基礎となる知見を蓄積するための委託調査でございます。ちょっと減っておりますのは、後ほど説明いたします5番の東日本大震災の復興に係る原子力安全確保に必要な経費に積み替えたということもございまして減っております。具体的には海外の安全確保、ストレステストも含め、海外の安全確保でどういう取組が行われているかという調査を来年度やりたいと考えております。

3番目、これは公開ヒアリング等開催ということで、原子炉の新設、増設をする際に、地元で公聴会を開いたり、専門家を招いてシンポジウムを開いたりということでございますが、今年度の2,700万円の予算から200万円ということで大幅減ということでございます。来年度、特に原子炉の新設、増設の予定がないということで公聴会の予定がないということ、あとシンポジウムもどういうテーマでということとは決めておりませんが、数回、1回程度開催するというので、200万円を積んでおりますが、これも安全庁の中での議論で

大幅に変わってくると思いますので、それを待ちたいと思っております。

4番目、原子力安全行政の充実・強化ということで、予算的には3億8,600万円の要求で、今年度とあまり変わっていないというものです。これは、ここに書いておりますように、原子力行政をより一層充実・強化するため、必要な経費というもので、もっと具体的に言うと原子力安全委員会でお招きする専門委員の手当、旅費、SPEED Iのシステムの使用料、そのほか原子力公開資料センターの場所代、賃借料、そういったものが含まれるという予算でございます。本年度同様の予算を要求しようということでございます。

5番目、これが新規の予算で要求しているものですがけれども、東日本大震災復興にかかる原子力安全確保に必要な経費ということで、3億6,000万円の要求をしたいということでございます。今回の事故を踏まえて、より原子力の安全確保を進めていくために、必要な経費ということです。

例えばということですがけれども、防災関連の指針、安全指針を見直すために調査したり、必要であれば原子力安全体制に使えるシステム、そういったものを導入するとか、これはほかの省庁とも連携して重複がないようにしていかなければいけませんけれども、今回の震災でどう放射性物質が拡散していったのか。もしくは公衆がどのように、どの程度被ばくをせざるを得なかったのか。環境はどういう影響を受けたのかということも、専門家の立場で、行政庁とは別の角度でいろいろな助言を行うという観点からも、やっていきたいということで、要求しているものでございます。

1から5番目ですがけれども、全体で9億7,000万円の要求ということでお願いしたい。ただ、原子力安全庁の議論で、今後いろいろな精査が行われると思っております。以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見をどうぞ。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。

この5番、新しく、このところを説明していただいて大体わかったんですが、実際に安全確保にかかわる作業のイメージとそれから将来の規制の確立のための調査と二つあったような気がするんですが、どちらのほうにウエイトがかかっているんですか。実際の確保にかかる作業としての経費のほうの緊急性が高いということもあると思うんですが、内訳はどういう感じですか。

(梅北課長補佐) 予算の多寡という意味においては、調査のほうを多く盛っておりますけれど

も、ただこの調査の中身については、先ほど説明したような、放射性物質の拡散にしても、ほかの省庁でも十分にやっていると思いますので、これが足りてない部分がどこなのかという制度も今後必要だと思っておりますし、もう一つの指針類、防災指針とかいろいろな見直しについて、これは緊急にやっていかなければいけないというものでございますので、多寡はともあれ指針類の見直しもしっかりやっていきたいと考えております。

(鈴木委員長代理) 指針類の緊急性が高い。だけど実際には、調査のほうがお金がかかると。

(梅北課長補佐) そうですね。積むのは積んでおります。

(鈴木委員長代理) わかりました。

(近藤委員長) 大庭委員。

(大庭委員) 3番の公開ヒアリングですけれども、新規、増設がほとんど見込まれないので、かなり減額された上で200万のみ残されていますが、この200万円は何か予備費のようなものなのでしょうか。

(梅北課長補佐) これも新規、増設のときの公聴会についてもやる予定はない。新規、増設について聞いておりませんので、なんですけれども、国民との対話という観点からはいろいろなテーマで意見交換なりシンポジウム、こういったものは行政と住民の間では引き続きやるべきかと思っております。これについては今までもやってきましたし、新しい体制になってもやるテーマがあるのではないかということで予算を積んでいるという状況です。具体的に、今、何をシンポジウムで議論するのかというテーマについては、まだそこまでは決まっていないということでございます。

(大庭委員) 大体趣旨はわかりました。もしそうであるとするならば、ここまで減額する必要もないのかなという印象を持ちました。国民との対話が今は大事だと思いますので。

(近藤委員長) それでは、どうもありがとうございました。

(金子参事官補佐) まだ外務省さんがいらっしゃっていないようなので、事務局から配付資料、資料2ということで、準備しておりますので、簡単にご紹介させていただきます。

次回の新大綱策定会議、今回は第9回に当たるわけですが、来週水曜日9時から12時まで、場所が全国都市会館大ホールということでございます。議題として、一つが、核燃料サイクル、事故リスクコストということでございます。2点目が、原子力発電、核燃料サイクルの意義ということでございます。一般傍聴につきましては、全て会場の許す範囲でお越しいただいています。また、報道関係の方におかれましては前日までにご登録いただければ傍聴いただけるということで、案内をさせていただこうと考えているところでござい

ます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

(金子参事官補佐) 次、環境省に移らせていただければと思います。

水・大気環境局総務課の松本補佐にお越しいただいておりますので、ご担当の部分についてご説明をお願いできればと思います。

(松本課長補佐) それでは、環境省の環境モニタリングについて最初にご説明させていただきます。6ページをお開きいただければと思います。

環境モニタリング調査経費として、これは復旧・復興枠で48億円強の要望をさせていただいております。中身ですが、2番の事業計画をご覧ください。大きく(1)、(2)と分かれております。実は、放射性物質関係モニタリングに加えまして、有害物質のモニタリングを行っておりまして、(1)の東日本大震災被災地における環境モニタリングということで、①から⑥まで、このうちの①のアスベスト大気濃度モニタリング調査、⑤の化学物質環境実態追跡調査。それから、⑥の石綿によるばく露に関する調査。この三つについては、有害物質関係で、放射性物質の関係は含まれておりません。従いまして、(1)の②、③、それから④の海洋環境が放射性モニタリングの調査でございます。この三つにつきましては、実は2次補正で文部科学省に一括計上されたものによりまして、8月のモニタリング調整会議の総合モニタリング計画に基づき、環境省が分担している公共用水域、河川とか湖沼、それから海域の部分、地下水もですけれども、2次補正はおおよそ半年分を考えております。引き続き24年度分ということで、1年間なので、回数など増えてはいますが、基本的には同じ考え方で、引き続き行うということで整理しております。

それから、(2)の全国的な放射性物質モニタリングですが、これは三つに分かれていて、①の離島等における放射性物質モニタリングの拡充は、もともと環境省が行っている唯一のモニタリング調査で、酸性雨測定所というのが全国に数十カ所あって、そのうちの10カ所、主に日本海側で大陸由来というか、バックグラウンドを測定する意味合いで設置しております。1億円強で文部科学省の一括計上で毎年行っている部分があります。今回は、それに加えまして、酸性雨の測定所がほかに17カ所ほどありまして、太平洋側、内陸部の測定所に同じような機器を置いて全国的に調査できないかということで要望させていただいているものでございます。それから、(2)の②、③は、(1)の②、③が福島県及び100km圏内、総合モニタリング計画の中でそういう位置づけで行っている部分を全国規模でということで要望させていただいているものでございます。

もう少し詳しく、ポンチ絵のほうでご説明させていただきたいと思います。

真ん中の段、国による被災地の環境モニタリング調査の実施ということで、6項目ございますが、このうちの上の段の水環境、地下水質、それから下の段の海洋環境、これが放射性物質のモニタリングということでありまして、水環境は公共用水域、河川、湖沼、海域において、水質・底質等を採取して、放射性物質の調査をする。それから、地下水についても、同じように被災地の地下水、井戸のところでサンプリングして、それを調べる。それから、海洋のほうは船を一回出してサンプリングをして、有害物質も一緒にやるということで効率的に行う、24年度は9測点で行う予定で予算を要望しております。

それから、下の段のほうは、全国的規模ということで、大気の一部は離島で、10カ所、継続的に行っている部分に加えて、新たに酸性雨測定所で17カ所に設備を設置して行っていく。それから、隣の水環境と地下水については福島県及び近辺で行っている調査を、もともと有害物質で環境基準の測定を行っている地点がございますので、それらを中心に全国網羅的に今回行っていただけないかということで要望してございます。説明は以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ご質問、ご意見、どうぞ。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。

確認ですが、(1)の②、③、④、については、今回の福島対応ということで、緊急にやられる作業だということですか。

(松本課長補佐) 2次補正で計上して、既に行っております。

(鈴木委員長代理) やっているものを継続するということですか。

(松本課長補佐) そのとおりです。

(鈴木委員長代理) (2)のほうは今後も継続的にモニタリングを続けていくと。両方とも福島事故が収束しても継続していくものと考えていいですか。

(松本課長補佐) 逆に(1)は、収束状況によってまた考える時期があろうかと思えます。それから、(2)は常時監視的な部分がありますが、実はここは予算要求上、環境省は予算規模が小さいものですから、復旧・復興枠で一括的に財政当局にお願いしていますが、この枠でそれを見るというのはなかなか難しいという議論がございます。それから、もう1点は、①は文部科学省の一括計上で従来よりバックグラウンドとして行っています。②、③というのは、新たなことですので、全体のモニタリングの関係で、位置づけと言いますか、その辺

は調整していく必要があり、財政当局としても整理しないと認めづらい部分があるかと思っています。

(鈴木委員長代理) 意外とぎりぎりのところ。

(松本課長補佐) はい。

(鈴木委員長代理) そうすると3番の施策の効果のところ、将来、万が一のことがあったときに、今後大規模な原子力災害のときに、有効な効果が期待できるということは、定常時やってないと駄目なわけですね。

(松本課長補佐) そのように考えています。

(鈴木委員長代理) そういうことをやるということが目的ですね。

(松本課長補佐) はい。

(鈴木委員長代理) それから、今後、原子力安全庁ができたときに、ほかの省庁でやっておられるモニタリングデータを環境省に集約するということは現在はまだ考えていらっしやらないのですか。

(松本課長補佐) その部分は、原子力安全庁ができたときのモニタリングの司令塔機能、その調整をやっているところですが、それがどこまでの範囲かが決まらないと、私ども環境省でやってきたこと、それから今回の被災に伴いまして、公共用水域などを新たに行っているわけですが、それらも含めて安全庁の司令塔機能とのマッチングというか、他の省庁含めて、全体を調整していく必要があるかと思っております。

(鈴木委員長代理) わかりました。

(近藤委員長) ほかに。

(尾本委員) 私も鈴木さんと同じことを思っていて、すなわちモニタリング調査を実施することが今後も速やかな対応に資する、その関係の不明だったんですが、要するにこう理解すればいいんですね。定常的にこういうモニタリングができる設備を設置し、かつそういうシステムを普段から運用することによっていざというときにも対処できるようになると、こういうことですね。

(松本課長補佐) 基本的にはそう考えております。

(近藤委員長) ほかに。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。次お願いします。

(金子参事官補佐) 続きまして、国立環境研究所につきまして、総合環境政策局環境研究技術室の長坂室長と前田課長補佐にお越しいただいておりますので、お願いいたします。

資料は、2ページからになりますでしょうか。

(長坂室長) 環境省の2ページでございます。

それでは、独立行政法人国環研におきまして、放射性物質・災害と環境に関する研究の実施のための体制強化ということで、90億円の要求をさせていただいております。その中身につきましては、4ページのところにパワーポイントの資料がございますので、そちらのほうでご説明をさせていただきます。国立環境研究所は現在八つのセンターで環境全般の研究を進めているところでございますが、こちらのほうに今回の事情を考慮しまして、新たな研究が必要であると考えまして、放射性物質・災害環境研究センター、仮称でございますが、こういったものを設置いたしまして、四つの主要研究課題、次のページで後ほどご説明しますが、そういったことを推進していきたいという内容でございます。それに加えまして、東日本大震災からの復興基本方針を踏まえまして、被災地のニーズに迅速に対応できるように国環研の支所として、現地サテライトラボを福島県内ということで考えておりますが、そこに設置いたしまして、それを中核施設としてさまざまな研究を展開していきたいということを考えているところでございます。同時に、国内の関係機関との連携を強化して進めていくということを考えてございます。

その下のところに、主な内容を簡単に書いてございますが、その3次補正で既に研究を開始しようとしている部分もございませうけれども、放射性物質によって汚染された廃棄物、あるいは土壌、こちらを安全かつ効率的に除染し、さらに処理技術・処理システムを確立していくということと、あと環境中の多媒体で、放射性物質がどのように移動していくかということ、こういったことが必要であると考えております。平成24年度にこういった課題に対応するために、サテライトラボをつくっていくということでございます。

次の5ページにまいりまして、具体的に考えている内容でございますが、主要研究課題が四つ書いてございまして、1番目が放射性物質によって汚染された環境、土壌、廃棄物の除染・処理処分技術の開発・高度化・評価ということでございます。

特に、国立環境研究所におきましては、廃棄物処理技術に関して非常に強みを持ってございまして、廃棄物処理技術を活用した上での大量に出てくる放射性物質が含まれた土壌の処理と言いますか、物質を除いてその減容化をすとか、あるいは分離をすとか、そういったことを進めていくというのが①でございます。

②でございますが環境中の多媒体、大気のシミュレーションモデルというのは皆さんご覧になったことがあるかと思いますが、右のほうに東北の小さい地図が出ていますが、こうい

ったものに加えまして、一度落ちた物質が水、あるいは土壌、あるいは生態系を通じてどのように移流、拡散していくか。こういったものが今後、除染の対策をとっていくために必要であろうと考えていますので、そういった実態把握動態解明をしていきたいということでございます。

③に書いてございますのは、これは放射性物質に限った話ではなくて、地震、津波等の自然災害によって、廃棄物、あるいは工場が被災して科学物質がまき散らされ、そういったことも現に存在すると考えられますので、そういったものに対して、災害に対して環境リスクをどう低減・管理していくか、そういった災害関連の研究をしたいということでございます。

最後に、①から③まで、こういったものに関しまして、費用対効果を考慮した最適システムというものがあろうかということで、そういった研究をしております。以上、その4つの課題の研究を24年度から福島の支所を活用した上で実施していきたいという内容でございます。以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ご質問、ご意見、どうぞ。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。

これも大変重要な予算だと思うんですが、まずはセンターを筑波につくられて、現地ではサテライトラボということですね、今のご説明は。

(長坂室長) 実際、国立環境研究所は現在筑波にございまして、センターというもの、人員をどう配置するかということでございます。センターというのは一つの組織でございますので、多くを福島支所のほうに配置して、筑波のほうに何人か残って、共同でやるということイメージしております。

(鈴木委員長代理) 90億の予算は、何も新しい建物を建てるとかそういうことではなくて。

(長坂室長) それは入ってございます。

(鈴木委員長代理) 入っている。それは現地のほうですか。

(長坂室長) 60億円ほどが今積算上では現地に福島の支所をつくる上での計算となっております。

(鈴木委員長代理) わかりました。

2番目の質問は、JAEAとか産総研とか、ほかでも除染技術の開発をやっていますが、こういう政府全体としての集約したものになると考えていいですか。

(長坂室長) JAEAも当然、今は除染の部分で一番重要な部分を担っていると認識してござ

いますが、今後は、除染後に大量に出てきた中間貯蔵、土壌等、これをいかに減容化していくかということが今後最大の研究の課題になってくるであろうと考えております。その中で、いろいろな手法があろうかと考えているわけですが、国環研の場合は、先ほど簡単にご説明させていただきましたが、いわゆる廃棄物処理施設、あるいは廃棄物処理技術を使っての減容化というものに非常に強みを持っていると考えておりまして、いろいろな研究が必要な中で、その部分を国環研が担う、さらにJAEAからは例えば現時点でもセシウムを、吸着材を使って分離しようという試みをされていると聞いてございますので、いろいろな手法をやっていく中の一つの研究の強みを活かしたところでやっていきたいと。それを皆さんで連携して、日本全体として減容化を進めていく必要があるという認識でおります。

(鈴木委員長代理) ということは、一応分業でやるということですね。ここが司令塔のようになるというわけではないですね。

(長坂室長) 司令塔がどうなっていくかというのは、実は、原子力安全庁仮称が来年から環境省に来るということが現時点で決まっておりますが、その後の体制をどのように組んでいくかというのは、24年度中に決めていきたいと思います。まだ検討の前段階でございます。その中で決まっていく中で、さらに国環研で何ができるかということも決まってくるのではないかと考えております。

(鈴木委員長代理) わかりました。

(近藤委員長) ほかに。はい、尾本委員。

(尾本委員) これは先ほどお話があったように、対象としているのが廃棄物の処理・処分ということで、除染をした後という時間的な余裕があるということかもしれませんが、ちょっと気になると言いますか、私が引っかけたのは4ページのスライドの一番最後に書いてあるのが、現地サテライトラボ完成後に、現地条件に即した現地での研究をやる。それから、5ページのところには、一連の作業をして最適システムの開発に関する研究をする。実際には、現地条件というのはそこにあるわけですから、サテライトラボ完成後でもできる。すなわちスピード感というものが現地の人々が考えているもの、ニーズに応えものなのかどうかということですが、私の誤解かもしれませんが、すなわち先ほど言いましたように、処理・処分というのはもっと後でいいんじゃないか。だから、時間があるよということなのかどうかということですが、私の印象では現地条件に即した現地の見解、こんなのは今でもできるんじゃないでしょうかということですが。

(長坂室長) ご指摘のとおりだと思っております、3次補正でも予算をつけていただいております。

りまして、すぐにやらなければいけないことは必要に応じてやっていきたいともちろん考えてございます。24年度に入っても建物がすぐにできるわけではございませんので、必要に応じて現地で場所が借りられるところがあったら、そこでできることをやるとか、そういったことを状況に応じて実施してまいりたいと考えているところであります。

(尾本委員) つまり完成後ということにこだわらないで柔軟にやっていきますよと理解すればいいんですね。

(長坂室長) はい。

(大庭委員) 私も先ほど代理がおっしゃったJAEAや産総研との関係はどうなるのだろうという点が気になりました。連携してやっていくとここに書かれているんだけど、他方分業ということだと、ちょっと合わないなという気がします。また、海外関連機関との連携強化という点についてはいかがでしょうか。

(長坂室長) 現時点では具体的にどことどう連携するということまではまだ決めているわけではございません。

(大庭委員) これはいつぐらいに決まるのでしょうか。というのは、既に除染にしても何にしても、様々な技術開発は日本国内のみならず、世界各地で検討しているところであります。それらの知見十分に活かしたほうが、むしろ単独で行うよりもより成果が上がるのではないかと思われるんですが。

(長坂室長) ご指摘はごもっともだと思います。必要な情報交換をして、より迅速に、よい技術が導入できるようにしていくものと考えています。

(大庭委員) よろしく願います。非常に大事な点だと思います。

(近藤委員長) 最後にありますシステムの最適化というのは絶えず必要な作業と思っています。仮置きから中間貯蔵、最終処分に至るプロセスにおいて放射性物質をどう移動させ、安定させるのがトータルにみて合理的かということを考える、絶えず最適化を追求すべき問題ですから、本当は最初にそういうツールがあれば一番いいんですけども。したがってできるだけ詳細を極めたものがあればいいのですが、実効性があるという意味ではなるべく早い段階からラフでもいいから最適化作業ができ、その重要性が関係者で共有できるようなツールを用意していただけるといいなと思います。よろしく願います。

それでは、ありがとうございました。

(金子参事官補佐) 続きまして、除染事業の関係で弥元課長にお越しいただいていますので、ご説明をよろしく願います。

(弥元課長) 資料の8ページをご覧くださいと思います。

議員立法で、除染をどんどん進めていくべしという法律が制定されております。来年の1月から本格施行ということで、ただいまはいろいろな基準づくりでありますとか、政省令の制定、準備を行っているところでございますし、さらに、予算といたしましても、3次補正をお願いをして措置していただいたり、それから本日ご説明を申し上げます、来年度の4月以降の予算も今要求中、調整中という状況でございます。

中身といたしましては、①から⑥に掲げておりますような柱でいったん整理させていただいております。ほとんどが、国が行う行為、事業に必要な費用でございますけれども、⑤が地方公共団体が行う除染活動の支援ということで、⑤だけ主体が地方公共団体ということでございます。

①はまさに除染の事業を決めていこうというものでございますけれども、国が直轄で線量の高い汚染の度合いの著しいところについては、国が直轄で事業を行うべしということにされておりますので、警戒区域、計画的避難区域として11市町村の区域が指定されておりますけれども、この区域を国が直接除染を行うということに必要な予算として用意をしようとしているものでございます。まずは生活圏を優先的に、そこを中心に除染を進めていきたいと考えております。

②が、この除染によりまして汚染土壌等相当量が出てまいります。これをいったんまず仮置きをする必要がございます。仮置場を確保し、それを設置するという事業を国が行うための予算が二つ目の柱でございます。

それから、三つ目が除染実施後、ほかの地域から汚染が流入したりして線量が上がるというようなことがあるかもしれない、あるいは除染を実施したけれども見逃したところがあるかもしれないということで、後で測定、モニタリングをかけていきたいと思っております。これは結構きめ細かくやらないと意味がないものですから、例えば市の区域で2カ所とかそんなレベルではなくて、もっときめ細かくやっていきたいと思っております。

それから、④線量が相当高い地域におきましては、現時点で一回で確実に除染が完了するという方法がなかなかございません。恐らく複数回、期間で言いますと比較的長期間にわたって除染の作業を行わないと居住できるような環境にはならないかと思っておりますが、こういった効率的な手法をいろいろご提案いただきたいと思いますと思っております、そのご提案いただいた手法について、モデル的に実際に現地であまくワークするのか。効果が上がるのかということを実証してみたいというための予算を取りたいと考えております。

それから、5つ目、地方自治体が行う除染活動への支援でございますけれども、除染を行う事業、それから仮置場を確保するための費用につきましては、予備費で措置されておりますので、来年度の要求としてはそれ以外のものということで、予算要求をしようと考えているところでございます。まだ、調整中でございます。

それから、6番目、正確かつわかりやすい情報発信をすることによって、地域住民の方々の理解を得ていきたいと考えている広報の関係の事業の予算でございます。この中、まさに除染を行うということで、相当な費用がかかりますが、①、それから②、それから⑤あたりの予算、費用で、この3、744億円が総額でございますが、このうちのほとんどを使うというような形の予算になろうかと思っておりますけれども、それぞれの項目ごとの予算の金額につきましていろいろ調整で動いているところでございまして、ちょっとこの場では申し上げられないのですが、申し訳ございません。

下の横長の矢印を置いたような図がございましてけれども、上の①、②、除染事業、国が直轄で行う除染事業、右のほう、26年度、27年度は点々となっておりますが、25年度までの事業で、線量が相当下がらない地域もあるかもしれないということを考えておまして、そこについては長期的に第2の手、第3の手を打っていかねばいけないということを想定している。全くそれがいないというわけではないんですという、予算要求のときの財務省に対するメッセージとして点々と書かせていただいております。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見をどうぞ。

(大庭委員) これは確認ですけれども、事業計画は27年度まで書いてありますが、この予算自体は来年度、平成24年度のみと考えてよろしいのですか。

(弥元課長) そうですね。この予算額は24年度の予算額です。

(大庭委員) ここにある24年度の枠の分をここで。

(弥元課長) 23年度に補正とか予備費でいただいたものもありますし、24年度がこの予算になっています。25年度も契約を継続してこの事業をやっていただく必要が出てくると思っておりますので、国庫債務負担行為ということでお願いをしていきたいと考えております。

(大庭委員) わかりました。

(近藤委員長) 鈴木委員。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。

まだ、内訳がしゃべれないということで残念ですけれども、①、②、⑤が非常にかかる。

これだけ金額が大きいので、使い道の透明性とか事業者調達の公正さとか、そういうことが問われる可能性があると思います。あるいは効果についての検証とか、そういうチェックメカニズムというか、そういうのは考えておられますか。

(弥元課長) 事業的に行おうとしている③の放射線量の監視もそうですけれども、ちゃんと事業効果もチェックしながら進めていきたいと、そうしないと住民の方々の安心は得られないと思っております。

(近藤委員長) ほかに。はい、尾本委員。

(尾本委員) 二つほど聞きたいのですが、一つは、この額の算定ベースはどこまで下げること为目标にしてつくられたか。すなわち初年度被ばくで5 mSv、さらに1 mSvと下げるという話があって、それをベースにして算定されているのかどうか。これが第1点です。

それから、二つ目は、先ほどもちょっと質問しましたが、スピード感ということですが、4番目にある実証事業というのが、実証とそれから実施との間の時間関係なんですけれども、実証してその中で見込みがありそうなものはどんどんやっていく。すなわちこの実証事業の4番は、23、24、25にわたっているわけですが、その1番の生活圏における除染というのは、その実証事業の完成を待たずどんどん行われますと、こう理解していいんですね。

(弥元課長) はい。どんどん行います。ただ、よりもっと効果の上がる方法が見出されれば、それに置き換えていくという形をとろうと思っております。

算定の根拠といたしましては、長期的には追加的な年間の被ばく量が1 mSvまで下げていきたいという長期的な目標を持っておりますけれども、当面は50%を減らそう、あるいは子どもの生活環境のことに配慮して、60%減らそうというという基本的な考え方に示された目標に沿って進めていきたいと思っております。

(近藤委員長) 私から、一つ、ふたつ。こうした活動で出てきます汚染土壌やら、廃棄物処理、後で処理処分をしなければならない廃棄物について、登録制度という言葉が適切かどうか、廃棄物分野でそういう制度があって、環境省の皆さん、既にお詳しいと思うんですけれども、後々いろいろなところから持ち運んで、移動して、いろいろなところに集積し、また処理するということがある中でトレーサビリティを確保することがとても重要で、濃度で分類して処理するとか、最適な処分を行うためにも、そういうシステムがとても重要だと認識しているところ、当然そういう制度をお考えなのかなと思っておりますが、どこにも出てこないの伺いたく、思いました。

それから、もう一つは、そういう除染活動で出てきたもののパッケージもいろいろな人が勝手にやっちゃうと、その寿命が一定してないし、パッケージワイズの登録制度があっても、詰め替えでトレーサビリティが失われかねないので、こうしたものを扱うのに、ある程度の耐久性のあるパッケージを共通にするということがとても重要ではないかご提案を申し上げてきたところですが、このあたり、全体の作業の共通規範的なところについてはどのようにお考えなのかお教えいただければと思います。

(弥元課長) まず、共通規範的なものとしたしましては、法律がありまして、ちゃんと事業の目標と同じでございますけれども、どこまでを目指して除染活動を進めていくのかというような基準をつくったり、あるいは労働者の安全の確保、健康影響がでないように、周辺住民の健康影響が出ないようにということを考慮した基準づくりを進めておりますけれども、そういったものを法律に基づく形で基準として示しながら、それに沿って健康影響のない状態を確保しながら進めていきたいと考えております。

それから、大量に出てまいります土、どれぐらいの濃度のものがどれぐらい出てくるのか。あるいは来たのかという実績も把握しなければいけませんし、それはその技術によって量を減らせるのかどうなのかということも技術開発と合わせて検討しなければいけないと思いますし、それを読みながら、先を見越しながら、中間貯蔵施設の設計、場所、どれぐらいの広さ、どれぐらいの深さの容積のものか必要なのかといったようなことの計画もつくっていきたいと思っております。

それよりも何よりも、いったん仮置場に置かれたものが、あちこちに拡散してなくなってしまうということになってはよろしくないものですから、それもしっかり管理していくという体制もとった上で、登録制度というものかどうかよくわかりませんが、そういった情報をしっかり確認しながら進めていきたいと考えております。ここにもそうしろと書かれております。

(鈴木委員長代理) 今のお話を伺って思ったんですが、これは実施の予算になっているので、当然実施ですが、全体の除染計画の立案するのは、これは除染対策室になっていますよね。これだけの規模の予算を使うわけですが、IAEAの除染ミッションにもありましたけれども、スピード感と同時に慎重に除染効果も考えながらやれと。廃棄物の処理も考えて、トータルな計画が必要だというご指摘があったと思うんですが、そういうことは今どうなっているんですか。

(寺井係長) 国が除染を実施する地域については平成23年度の予算は3次補正で計画策定の

予算を要求、昨日、提出しましたけれども措置しております。あと市町村が実施する除染についても、市町村に対して補助金として除染計画策定のための予算をつけておりますので、その予算を使って計画を策定して、計画的に除染を進めていくことになろうかと思えます。

(鈴木委員長代理) さっきの研究センターもそうですけれども、全体の計画のビジョンというのがそういうのを環境省さんが中心になってやられるのか、対策室のほうでやられるのか。その辺がちょっとまだよく見えないんですけれども、そこはどうなっているんでしょうか。

(近藤委員長) たしか、政府決定は環境省がキーステーションだということになっていると思います。今でもそうだと思うんですけれども、省を超えての活動もあるかということで、政府として関係省庁が連携して政府一体として取り組むとはたしか最近決まったと思いますけれども、中心的な役割は環境省が担うということは変わってないと思います。総合的なプランニングも含めて、環境省の責任が重大と認識していますから、よろしくお願いします。

よろしいですか。

(尾本委員) 今の鈴木代理のご指摘は非常に重要なところで、IAEAのオプティマイゼーションというのは、先ほど私が質問した1 mS vまで本当にやるんですかということ、IAEAのメンバーもそう言っているわけです。だから、そういうことを考えてもオプティマイゼーションというのは、このプロセスの中で、どこかで環境省がうまく行っていかなければいけないということだと思うんですが、それは多分、この4番、1番を見ながら順次進めて行かれると、こういうことでしょうね。

(近藤委員長) 年間1 mS vまでの範囲をとという問題は、技術的な問題というよりは政治的な問題と理解されていると思います。環境を汚したら、汚した人はそれを事故前の状態に復すべきだというのが社会規範と認識しての政治的選択として決められていると。IAEAのテクニカル、あるいは経済性の観点から合理的選択をなすべきというサジェスションは大事なことではあるんだけど、こういうときは昔と同じにすべきなのだという当該地域の要求を国民としてどう受け止めて、政治としてどう受け止めて方針を決めるか、これも広い意味で最適化作業であり、その結果としてそういう選択になっているということなんだと思います。したがって、そこは環境省さんが独自にテクニカルに処理することは多分できないでしょう。費用情報等は用意して国民の選択に向けて情報提供する役割はあるし、そういうことは重要なことだと皆さん認識しておられると思いますけれども、で、今後長期的にそこを目指すべきことはICRPも一般原則にしているわけですから、実際にはどこから、どのぐらいのペースでそこに到達するべく取りかかるべきかというのが本当の決定問題、最適化問

題であり、それは、多段階的に一歩進んでまた考えるというような格好で、国民との対話を通じて決めていくことにするのが合理的ではないかと私は思っています。

他に。よろしゅうございますか。

それではどうもありがとうございました。

(金子参事官補佐) 続きまして、廃棄物対策課の岡山補佐にお越しいただいていますので、よろしく願いいたします。

(岡山課長補佐) 続きまして、9ページ、放射性物質汚染廃棄物処理事業でございます。

これは、一つ前の除染の説明で最初に特別措置法というものが出てきましたけれども、この特別措置法では二つのことが規定されておまして、一つは一つ前にご説明がありました土壌等の除染、それともう一つがここでご説明いたします放射性物質に汚染された廃棄物の処理でございます。したがって、この予算は、この特別措置法に規定された二つの国の責務のうちのもう一つということになります。

放射性物質に汚染された廃棄物を適切に処理するというのがこの事業の役割ですけれども、まず、この法律で規定されております放射性物質に汚染された廃棄物とは何かというのをざっとご説明いたします。

事業の概要のまん中からちょっと下のあたりにカッコ書きで書いておりますけれども、対策地域内廃棄物。それからもうちょっと下、指定廃棄物とあります。この二つがこの法律で規定された放射性物質に汚染された廃棄物になります。まず対策地域内廃棄物というのは何かと言いますと、対策地域の中に存在する災害廃棄物全てを指します。対策地域というのは、現在の警戒区域及び計画的避難区域、つまり現在住民の方々が避難されていて、人が住んでおられない地域になる予定でございます。このエリアの中の災害廃棄物は全て国が直轄で処理する責任があります。

それからもう一つ、指定廃棄物と申しますのは、これはエリア、場所に関係なく汚染レベルがある一定以上を超えるもの全てを指します。これは日本全国どこにあってもそうなります。そのレベルは、これも今後省令等で規定されるんですけども、恐らくは1kgあたり8,000Bqを超えるものが指定廃棄物に指定されます。したがって、この二つ、警戒区域及び計画的避難区域内にある災害廃棄物及び1kgあたり8,000Bqを超える廃棄物、この2種類を国が責任をもって処理することと、この法律で定められておしますので、この二つの放射性物質汚染廃棄物を処理するための予算事業でございます。

この法律、特別措置法は来年1月1日に本格施行されますので、来年1月1日以降、2.

の事業計画ですけれども、まず最初の二つ、対策地域内廃棄物処理、指定廃棄物処理、この2種類の廃棄物を実際に処理していく。処理するにあたっては、可燃物は焼却しますし、最終的には埋め立てる場合もありますので、そういった施設に関しては、基準どおり処理がなされているかというのをモニタリングする必要がありますので、3番目として廃棄物処理施設等モニタリング、この3つの柱からなる事業でございます。

これは24年度予算ですので、来年4月以降しか執行できないわけですが、そこまで待つ必要はないわけで、法律は1月1日に施行されます。そのために既に今年度の第3次補正におきまして5百数十億円を要求いたしまして、この対策地域内廃棄物を処理するための詳細な計画及び指定廃棄物を処理するための詳細な計画を現在策定しているところでございます。法律が本格施行される1月1日以降可能な限り早い時期に実際の処理を今年度の予算で始めて、来年度4月以降この予算に引き継いで途切れなく処理を進めていく予定でございます。以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ご質問、ご意見、どうぞ。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。

これももし発表できればいいのですが、内訳はわかりますか。1と2で、どちらの予算が大きいんですか。

(岡山課長補佐) 1と2というのは対策地域と指定廃棄物……。

(鈴木委員長代理) そうです。

(岡山課長補佐) 1のほうが大きいです。

(鈴木委員長代理) 公表ができないんですね、まだ。

(岡山課長補佐) はい、すみません。

(鈴木委員長代理) 作業として1は、全ての災害廃棄物ということで、2のほうが放射性廃棄物と考えていいですか。

(岡山課長補佐) 対策地域内廃棄物というのは、このエリアの中というだけですので、放射性に関してはうたっていませんけれども、事実上は……。

(鈴木委員長代理) 事実上、放射性ということで。

(岡山課長補佐) はい。

(鈴木委員長代理) 量的には、1が圧倒的に多いと考えていいですか。

(岡山課長補佐) そうですね。重さにしても、体積にしてもそうです。

(鈴木委員長代理) 処理施設は、どこに置くかはまだ決まっていない。

(岡山課長補佐) これは1の処理施設ですか。

(鈴木委員長代理) 1の処理施設。

(岡山課長補佐) まだ未定で、現在調査を行っております。

(鈴木委員長代理) はい、わかりました。

(近藤委員長) これ、2の指定廃棄物については、国が処理を迅速に行うと、実際にはしかしながらこれは、8,000Bq以上というのは、既に環境省さんから出されている紙を見ても、地方自治体の処分場で処理して出てきた焼却灰とかそういうもののカテゴリーが対応するものですね。それを処分するのでもまた自治体の行為になっていると理解していたんですけども、国がというのはどういう意味でしょうか。

(岡山課長補佐) 現状では、ご指摘のとおり自治体の責任において放射性レベルの濃度に応じてこういう処理をしてくださいという指針を示しているところでございます。ただし、来年1月1日以降8,000Bqを超えるものについては、確かに国が責任をもって行うと申しましても、国が最終処分場を持っているわけではありませんので、自治体等と協力しながら自治体の例えば事後処理ですとか、費用の負担はもちろんですし、技術的な支援等もしながらなんですけど、ただし処分場とか焼却場等は自治体が持っているところを使わせていただくことになるだろうと思います。

(近藤委員長) ですから、国が支援をするということですかね。あるいはその行為の費用を国が持つということ、どういう意味で国という言葉、国の役割とか国の予算を計上するということになるのか、ちょっと頭の整理ができてないんですけども。

(岡山課長補佐) 現状でも予算の支援ということをしておるところですけれども、国が計画策定から実施まで自治体の処分場を使うことがあるにしても国が責任をもって計画から処理まで全てを行うということでございます。

(近藤委員長) わかりました。ほかに。

もうひとつだけ。これは3次補正で始まって、これが24年度予算ですね。全体のスケジュール感としてはどんな感じでしょうか。

(岡山課長補佐) 基本的には廃棄物処理のマスタープランに基づきまして、25年度末、26年3月までに基本的には全てを終えることを目標としております。

(近藤委員長) 他に、よろしいですか。

続けて説明をお願いします。

(岡山課長補佐) 続きまして、中間貯蔵施設検討・整備事業、20億円を要求させていただいております。先ほど、ちょっとご説明しました放射性レベルの濃度に応じてこれまでもこういう処理をしてくださいという指針を環境省としては示してきておるところでございます。ただし、ある一定の濃度以上高いもの、例えばキログラムあたり10万Bqを超えるもの等につきましても、一時的に保管してくださいというのが現在の指針です。対策地域においては、10万Bqをもっと超えるようなものも現在調査で出てきております。そういうものを今後どうするかというのは、今後のいろいろな技術革新開発等もあるとは思いますが、また、もう一方でこの中間貯蔵施設は廃棄物だけではございませんので、除染から出てきた土壌等も最終的にどうするのかを考えた場合に、この中間貯蔵施設というのは、報道等でもお聞きの方は多いと思いますけれども、やはりある一定濃度以上の放射能を持ったもの、土壌、もしくは廃棄物等を適切に一時的に保管する施設は必ず必要であろうと思われまます。そこで、本事業におきましては、適切にある程度以上の放射能を持った物質を適切に保管するためにはどの程度の規模の施設がどこにつくればいいのかというところから検討するという事業でございます。

具体的には、真ん中より下、事業計画のところにあります中間貯蔵施設の整備に向けての現地調査、地形、地質、環境影響等に関する調査、それから中間貯蔵施設の設計、建物、ハードウェアとしての設計にかかる調査、検討と同時に、恐らく膨大な量の土壌及び廃棄物が出ますので、一つの技術的なキーポイントはやはり減容化、容量を減らすということだと思っておりますので、効果的に減容化する技術、手法の検討、これが3番目です。

本事業につきましても今年度の3次補正で予算を計上しておりまして、予算がつき次第、こういった検討を始めていく予定でございます。これもやはり3次補正とそれからこの24年度の間、予算は別ですけれども、実際は途切れのない活動をして、中間貯蔵施設の建設につなげていきたいと思っております。以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ご質問はございますか。

(鈴木委員長代理) 最後の減容化技術のほうは、検討と書いてあるけれども、技術開発はさっきの研究センターでやるんですか。ここはどのようなすみ分けになっていますか。

(岡山課長補佐) この事業で具体的な技術開発等はやりません。正直なところ検討会を開催するだけです。

(鈴木委員長代理) わかりました。

(近藤委員長) ほかに。いいですか。

それでは、これも3年以内、期限つきですよ。

(岡山課長補佐) そうです。先月示されましたロードマップにしたがっています。

(近藤委員長) なかなか大変で、私が一番気にしているのは輸送で、輸送量を計算するとなかなか、なまじの量じゃないから、3年以内というのはちょっときつすぎるんじゃないかと思えますけれども、いまはとにかく実現に向けて検討するときですから、ご苦労様ですが精力的な検討をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(岡山課長補佐) ありがとうございました。

(金子参事官補佐) 続きまして、外務省でございますが、議事の進行上、お待ちいただいて大変恐縮でございますが、核不拡散・科学原子力課西村補佐及び国際原子力協力室山地首席事務官にお越しいただいておりますので、ご説明をよろしくをお願いいたします。

(山地首席事務官) 外務省でございます。お手元の資料にしたがって、来年度の原子力関係経費の概算要求について、ご説明させていただきます。

一つ目と二つ目、IAEAの分担金47億円と技術協力基金への拠出、9億円でございますけれども、これは従来どおりやっているものでございまして、事務的経費を支払っていくというものでございます。

3番目の平和利用イニシアティブ拠出金というのは、昨年度から始まりましたが、アメリカのイニシアティブで開発途上国に対する技術協力等をしっかりやらなければいけないということで始められたものでございまして、350万ドルということで、為替レートの関係で今回は約3億円ということになっております。

それから、次の原子力安全関連基金拠出金ですが、これは新規でございますけれども、チェルノブイリの主にシェルター、来年4月から建設開始になるんですけれども、これの資金不足が生じておりまして、ウクライナ政府の呼びかけによりましてG8、欧州各国が資金援助してきておりますけれども、日本もその中で東欧の貢献をしようということで11億円を計上しているものでございます。

次の二国間原子力協定交渉関連経費でございますけれども、これは昨年度の1,600万円からやや交渉のペースが落ちるということを見越して900万円に落としてあります。

次の国際活動参加経費でございますけれども、これも昨年とほぼ同様ということでグローバルイニシアティブという会議の旅費を計上しております。

最後に、I A E Aの中の地域協力協定（R C A）に関しての国内での会合の旅費等で200万円を計上しております。

以上に加えて、福島関連につきましては、次のページをご覧くださいと思いますが、福島事故が起きて以降、国際場裡におきましても原子力安全を高めていきたいと思いますという議論がI A E A、O E C D、G 8の枠組み等で進んでまいりました。これらの動き、それから国内の措置をしっかりと取りまとめて、一つの区切りをつけて将来に向けていこうということで、原子力安全に関する国際会議を来年後半に予定しております、これについては復旧・復興枠で予算要求をさせていただいているところでございます。

それに加えて、先月ですが、I A E Aの除染ミッションに来ていただきましたけれども、先ほど環境省からもご説明がございましたが、福島事故から生じるいろいろな問題、被害等の収束に向けて国際的な知見をしっかりと活用して、政府のやること、その他機関のやることについてアドバイスを求めるということで、I A E Aからミッションを派遣してもらったり、知見を提供してもらったりということで、I A E Aの活動支援ということで、3次補正で9.3億円ですけれども要求してご承認をいただいているところでございます。これも有効に活用して、福島事故の収束に向けて国際的な知見を活用してまいりたいと思っております。以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ご質問、どうぞ。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。

ということは、24年度の福島関係の予算というのは、この会議がメインと考えてよろしいですか。

(山地首席事務官) ええ、そうでございます。

(鈴木委員長代理) 幾らぐらいですか。

(山地首席事務官) これは復旧枠ですので、調整中でございますけれども、福島の復旧・復興ということも考えながら、福島を視野に入れてしっかりと対応できるような額を要求してまいりたいと思っております。

(近藤委員長) R C Aには従来からいろいろな分野で協力していると思うんですけれども、これはどう解釈したらよろしいのか。この「医療・健康」分野への拠出というのは今までしてなかったということになるのでしょうか。

(山地首席事務官) いえ、これまでも群馬大学等をはじめとして、国内の放射線医療、健康分

野の先生方にお集まりいただいて、R C Aの国内対応委員会の開催を支援させていただいておりますけれども、そういうことでここに従来どおり計上させていただいているということでございます。

1点申し忘れてましたが、平和利用イニシアティブ拠出金の中にいろいろなプロジェクトがあるんですけれども、その中でR C Aの海洋モニタリングプロジェクトというのがございまして、アジア太平洋の各国で、キャパシティビルディングですけれども、海洋の放射線汚染の探知能力を強化しましょうということで、それが福島でアジア太平洋諸国の方々の不安もあるということで、その透明性を高めていくという観点から積極的に支援していきまして、この平和利用イニシアティブ拠出金を使っているところでございます。

(近藤委員長) 確かにさまざまな会合、海洋汚染、それから食品安全、農業安全の分野で彼らの関心は高いですね。いろいろな意味で、ツールとか場所を使って情報を共有するための取組というのは重要なので、原子力委員会もF N C A等でそういう機会を使ってやっていこうと思っています。よろしくお願いします。

(尾本委員) 先ほど福島関係の国際協力、3次補正である金額があるということですが、これは今後どうされるんですか。すなわちここで3次補正を確保した額が24年度、あるいはその後も継続して行われていくのか。進捗によって考えていくということなのですか。

(山地首席事務官) いえ、既にI A E Aの方と調整しているような案件がございまして、そういうことについて、それで対応していくということでございます。補正予算ですけれども、24年度もI A E Aの知見を活かすべくI A E Aとの間でそういうご協力をいただけるように今調整しているということでございます。

(尾本委員) それは別途補正で。

(山地首席事務官) いえ、今の補正の中で。

(近藤委員長) 補正というのは、1月、3月で使うという意味ですよね。

(山地首席事務官) ええ、ですが、特別拠出金でございますので、I A E Aに特別拠出金を支払った後、I A E Aの会計年度との関係で、来年もそれで使用できるということでございますので。

(近藤委員長) 我々としても引き続きI A E Aの場を使って、情報を得る努力をしたらと思う課題が幾つかあると思っております、そういう資金があると聞いて安心してチャレンジしていいかなと思った次第です。

(山地首席事務官) おっしゃるとおりで、これは外務省のためにあるものではなくて、内閣府、

環境省、厚生労働省等に呼び掛けて、ぜひ I A E A 等の国際的な知見を使ってくださいという
うことで用意してありますので、柔軟に対応させていただきたいと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ほかに。いいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、その他議題は何か事務局、ありますか。

(金子参事官補佐) 資料 2 として先ほどご紹介したとおりでございますが、第 9 回の新大綱策
定会議の案内を配付したところでございます。

(近藤委員長) 先生方、何か。よろしいですか。

それでは、次回予定を伺って終わりにします。

(金子参事官補佐) 次回の定例会議でございますが、来週火曜日 10 時半から、場所はこの場
所を予定しております。以上でございます。

(近藤委員長) それでは、これで終わります。

ありがとうございました。

—了—